

ノバ・バイオメディカル(株)は パワハラ退職強要・不当配転をやめよ！ 許さない！組合つぶし、ブラック人事

ノバ・バイオメディカル支部は、
健全な医療機器を
供給し続ける会社
働く者が安心して
働き続けられる会社
をめざします。

数々の退職強要を行
った杉山管理部長への
主・反対尋問を50分ず
つ、次に射場さんを休職
に追い込んだ大石Mへ

**都労委要望書、三度目
会社は要望に従え！**
過去二回の都労委三
者委員要望に対して無
視を続ける会社に対し、
5月28日、二度目の要
望書が出されました。
紛争拡大防止、経済
的激変緩和の要望を無
視する会社の姿勢に「大
変遺憾である」との心証
が加えられ、新たに精神
疾患で休職を余儀なく
されている支部委員長
の健康状態への配慮と、
改めて給与大幅減額へ
の経済的激変緩和策を
真摯に検討する様、要望
が出されました。

既に約一カ月が経過
していますが、会社から
はこの要望に対して、未
だに何の改善も反応も
示されていません。
**都労委三者委員による
現地調査決まる！**
支部委員長が一方的
不利益変更を受けて異
動させられた豊洲ロジ
スティックセンターへの
都労委三者委員による
現地調査が行われるこ
とになりました。
8月2日(金)午後豊
洲ロジスティックセンタ
ー(東武豊洲ビル 江東
区枝川1-10-19)
で実施されますので、参
加可能な方は、是非、組
合側立会人(堀先生、支
部委員長、他)への激励
と都労委三者委員への
期待を表す送り出し、お
迎えにご参加ください。
地裁証人尋問決まる！
8月7日(水)10時
東京地裁第409号法
廷にて、証人尋問が決ま
りました。

被申立人 ノバ・バイオメディカル株式会社
代表取締役 堀北大介 殿

要 望 書

都労委令和5年第5号事件に関連して、令和6年2月16日付けで申立人からなされた審査の実効確保の措置勧告申立てについて、担当三者委員の合議の上、以下のとおり要望する。

本件については担当三者委員が被申立人に対し令和5年5月26日付け及び同年11月29日付けで紛争の拡大を防止するため格段の配慮及び経済的激変の緩和について要望したところであるが、それにもかかわらず、紛争の拡大防止に向けた対応が十分に取られているとはいえない状況にあることや、経済的激変の緩和策について特段の対応が取られていないことは大変遺憾である。

被申立人においては、本日の期日における発言内容を踏まえ、射場型組合員の健康状態に十分配慮するとともに、同人の給与の大幅な減額に伴う経済的激変の緩和策についても真摯に検討されたい。

令和6年5月28日

東京都労働委員会
審査委員 團藤文士
参与委員 森治美
参与委員 和田慶宏

の主・反対尋問を30分
ずつ、最後に射場委員長
への主・反対尋問を50
分ずつ、一日で実施され
ます。
会社によるパワハラ
人権侵害、組合つぶし、
組合役員排除の実態、
組合に加え、労働者の心
や、会社組織をも歪めて
きた経営者の虚偽と詭
弁が明らかになります。
大勢の傍聴を心より
お願いするものです。
**必ず勝利し、会社のブラ
ック化を阻止**
私たちは、医療に関わ
る会社の責任を追究し、
圧倒的な人手不足、長
時間過密労働、パワハ
ラ、恣意的評価、高止ま
りしている退職率を是
正し、健全に働く為のル
ール確立めざす労使関
係を築くために奮闘し
ます。

勝利のためご支援を！
勝利するまで裁判や
労働委員会傍聴支援な
ど、皆さんの暖かいご支
援ご協力を心からお願
い致します。
裁判、労働委員会に
対し、公平な判断を求め
る団体・個人署名を開始
しました。皆さんのご協
力で、職場、お知り合い
に大きく広げて頂くこ
とを、重ねてお願い致し
ます。

<次回期日>
◆東京地裁第13回期日
(証人尋問)
24/08/07 10:00~
東京地裁第409号法廷
◆労働委員会第12回期日
(調査)
24/07/17 14:00~
東京都労働委員会

JMITU 東京地方本部南部地区協議会
〒141-0032 東京都品川区大崎5-1-11 住友生命五反田ビル6F(アイ・エス・ビー支部気付)
E-Mail : jmiu.tokyo.nanbu@gmail.com

<何でも労働相談、年中実施！>
働くことで困ったら、悩みがあったら、職場に労働組合が欲しいと思ったら
いつでもメール等でご相談ください！

〇〇 争議になるまでの経緯 〇〇

<新機種クレーム多発で異常勤務状況に>

米国に本社があり、医療機器を製造・販売するノバ・バイオメディカル(株)では、2018年の血液ガス分析装置スタットプロファイル プライムプラス(通称:prime plus)の販売以降、営業マンと技術者が装置異常のトラブル対応に追われ、36協定違反の長時間労働が恒常化、心身の健康に異常をきたす状況が生まれました。深夜、休日を問わず病院から連絡が入り、家族旅行を中断して対応せざるを得ない時もありました。最低年5日取得が義務付けられている年次有給休暇も多くの従業員が取得5日未満の有様です。

問題機種の販売実績のある営業マンは、トラブル対応で時間が奪われ、この数年間、以前の様に新規販売台数を伸ばすための営業活動がまともでできませんでした。

<ノバ・バイオメディカル支部結成、改善要求提出！>

問題解決に向き合わず、労働者の献身的な対応に甘え続ける経営姿勢を変えたいと、過半数を組織してJMITUノバ・バイオメディカル支部を結成。

19年7月19日の会社通告以降、団体交渉の度に、「トラブル・クレーム対応状況」、「長時間労働」の実態を明らかにし、抜本的な改善を要求「①営業職が営業業務に専念する為に、米国本社にトラブルの状況を正確に報告し、改善を促すとともに、故障原因と適切な対処方法を展開し、技術者が効果的な対応を行えるようにすること。②九州、大阪、東京の各事業場の体制を見直し、技術者を適正に増員すること。③退勤後や出勤前、休暇中の労働者にトラブル対応を強いる状況を改善し、36協定違反を防止し、従業員の心身の健康を損なうことがない様にする。」を要求しました。

<会社は何一つ解決しようとしぬ態度に終始！！>

会社は、「米国本社の方針で増員はできません」と問題を解決しようとせず、表面化した事象について「長時間労働はしないでください」「トラブルは技術職が対応する様にしてください」と発言。組合からの「人命にかかわる装置故障に対応するな、病院からのクレームを無視しろと言うのか！」の怒りの追及にも、「それは別問題」などと言い捨て、打開策の検討すら約束しない無責任・不誠実な対応に終始しました。そして、会社は改善につながるまともな施策を実施しませんでした。



ノバ・バイオメディカル本社(中央区晴海1丁目アイランドトリトンスクエア)の前で、会社に「組合つぶしの退職強要、不当配転・営業職剥奪、労働条件の一方的不利益変更やめよ!」と訴える支部委員長と、力をあわせてたかかう支部、JMITU組合員、全労連・東京地評、地域のなかま

■支部委員長への会社の攻撃■

- 22年5月「営業職を解くので営業職を続けたければ退職せよ」の執拗な退職勧奨・退職強要を開始。
- 組合からの営業職剥奪理由の説明要求に対し、①prime plusのトラブル対応に追われ、新規開拓営業に勤む時間がまとも取れなかった事実、②新型コロナ禍で病院からの訪院自粛要請などで販売促進活動が思う様に進まなかった事実、③入社以来の高い販売成績によって消耗品を含む売上成績が極めて良好な事実をすべて無視し、「直近3年間の新規装置販売台数の不足」のみを強弁、成績不良のレッテル張りに終始。
- 組合から「営業職剥奪の基準(直近3年、販売台数など)がいつ、誰によって決められ、いつから運用されたのか」説明を求めたが、虚偽を交え、かつ、何ら具体的でない回答に終始する不誠実を重ねた挙句、低評価結果だけを押し付ける。
- 営業職を取り上げ、社内情報共有対象から外すパワハラを開始。
- 「東京でやってもらう仕事は山ほどある」と東京本社管理部への異動を仄めかし、しかし業務内容は明示せず、福岡営業所からのリモート対応の可能性は完全否定。
- 22年9月、まともな協議を尽くすことなく「退職するか、東京本社管理部への異動に応じるか」の二者選択を迫り、組合からの抗議、異議通知を無視し、福岡から東京本社への遠隔異動を強行。
■東京都労委、東京地裁に提訴したたかいを開始■
- 管理部赴任約2カ月後から「管理本部でやってもらう仕事が無い」と異動前の言質と真逆の発言を開始。
- 23年4月28日(金)定時後に「5月1日豊洲ロジスティック業務への異動、マネジャー解任、年収4割(約300万円)減給」の異動通知を送り付けてくる。
- 労働委員会、裁判所に対し、23年4月30日発行の組合の抗議書、異議通知書の内容を全て無視し「命令ではない。会社の打診に本人が同意したことによる異動」という虚偽を強弁。「実効確保措置勧告要請書」を提出。
- 労働委員会三者委員からの争議拡大防止のための会社宛て「要望書」を完全に無視し、裁判所の働きかけにも応じず、団交引延ばし。労働強化と一方的大幅減給を継続。
- 23年11月6日二回目の「実効確保措置勧告要請書」を提出。
- 23年11月29日二回目の会社宛て「要望書」が出るも完全に無視。今日まで、委員長への退職強要、パワハラ兵糧攻めを継続。
- 24年1月末から委員長に執拗なパワハラ再開。休職に追い込む。
- 24年5月28日三回目の会社宛て「要望書」が出る。会社、現時点で何の反応も示していない。
- 24年8月2日都労委三者委員による現地調査が決定される。委員長への働きかけ方を調査。
- 24年8月7日東京地裁証人尋問が決まる!